相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区目黒本町五丁目五六番地、最後の住所川崎市宮前区宮崎六丁目四番地七

被相続人　亡　小林美津代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月七日

川崎市川崎区宮前町八番一五号五〇一号室

相続財産管理人　青木愼一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市南区桜台一丁目二一〇二番地、最後の住所名古屋市南区桜台一丁目二一番二号

被相続人　亡　宇佐美明男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月七日

名古屋市中区丸の内二丁目一七番一三号NK丸の内ビル八〇一号朝倉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　朝倉　寿宜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区上前津一丁目六〇五番地、最後の住所名古屋市昭和区鶴舞二丁目四番七号

被相続人　亡　中野　敏朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月七日

名古屋市中区丸の内二丁目七番五号丸の内FSビル三階木下・岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　夛田　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川郡福智町伊方四〇八六番地、最後の住所大阪府門真市堂山町二五番二〇号

被相続人　亡　白石ゆみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月七日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一

相続財産管理人弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所大阪府東大阪市衣摺一丁目六番二号

被相続人　亡　金村こと　金　民子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月七日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一

相続財産管理人弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県洲本市千草甲一二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石谷萬次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月七日

兵庫県洲本市山手三丁目五番二〇号

相続財産管理人　司法書士　壽圓　久範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県世羅郡世羅西町大字吉原五〇七六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　長谷　富平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月七日

広島県東広島市豊栄町吉原三七九七番地

相続財産管理人　梶原　明治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市若松区浜町二丁目二三番地一、最後の住所北九州市八幡西区本城東四丁目一四番五―一〇九号　被相続人　亡　吉田三智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月七日

事務所北九州市八幡東区中央一丁目三番九号

相続財産管理人　仲吉　良爾

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第一種旅行業

㈡　登録番号

観光庁長官登録旅行業第一五五九号

㈢　商号

株式会社アクセスインターナショナル

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社アクセスインターナショナル　大阪市北区豊崎三―二〇―一二パールグレイスビル九階　代表取締役　奥山　泰仁

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　大阪市北区豊崎三―二〇―一二パールグレイスビル九階

㈥　旅行業の登録年月日　平成五年六月二十五日

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年1月7日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①岡本建設株式会社　②大阪府知事(1)15069　③代表取締役　秦清　④大阪府大東市氷野2丁目8番8号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大東市氷野2丁目8番8号　岡本建設株式会社　代表取締役　秦清

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十二年十二月十五日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、七千万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十三年一月七日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号田中山ビルディング　社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博